

応援します！あなたの **好** 動力！

丹波市男女共同参画推進事業補助金

丹波市では、男女がお互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる地域づくりをめざし、市民が自主的、積極的に男女共同参画にかかる学習事業や啓発事業を展開し、理解を深めようとする活動に対し補助金を交付します。



男性の料理教室など男性の家事、育児、介護への理解や参画につながるような事業



女性が地域や自治会に参画しやすくなるためのアンケート実施や意見交換会など、女性の活躍につながるような事業



ポスターや川柳、カルタなどの標語募集、クイズなど、楽しく男女共同参画に関心をもってもらえるような啓発事業



補助金の概要

■対象団体

- ①自治協議会
 - ②自治会
 - ③男女共同参画社会づくりを推進する学習活動・啓発活動を行う5人以上で構成される市民団体
- ※③は、市内に本拠地を置き、主として市内において活動する5人以上の団体とします。

注) 事業を実施する前に必ず申請をしてください。

■対象事業

- ①市内で開催する男女共同参画推進に係る研修会や話し合い等の学習事業
 - ②市内で開催する男女共同参画推進に係る啓発事業
- ※他の制度による市の補助金等を受けている事業は対象外です。

■補助金額

対象経費の合計額とし、上限30,000円(1団体あたり/年間)
※市の予算の範囲内となります。

■補助対象経費

- ①謝金(講師謝金(交通費含む))
- ②消耗品費(事務用紙、事務用品等)
- ③印刷製本費(チラシ等印刷経費)
- ④通信運搬費(通信費、郵券料等)
- ⑤使用料及び賃借料(会場使用料、コピー代等)
- ⑥その他市長が必要と認める経費

【注意】

食糧費、備品、役員手当、振込手数料等に係る経費は対象外です。また、交付決定前に支払った経費についても、対象外となります。

《事業経費の支払上の注意点》

- 10万円以上の支払いは、銀行振込としてください。（振込手数料は補助対象外経費です。）
- 補助金の交付決定日をもって、補助対象の取組に着手することができます。（交付決定日前に支払った経費については、補助対象外となります。）
- 申請者名義による電子マネー・クレジット払いが可能です。（支払った実額が補助対象経費です。）

■提出書類

◇交付申請時

事業実施前に、次に掲げる書類を男女共同参画センターに直接ご提出ください。

- ①補助金交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④団体名簿（※対象団体③の市民団体のみ）

◇実績報告時

事業が完了した時は、完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、

次に掲げる書類を男女共同参画センターに直接ご提出ください。

- ①実績報告書（様式8）
- ②事業実績報告書（別紙1）
- ③収支決算書（別紙2）
- ④領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類（写し）
- ⑤その他事業内容が分かる書類（記録写真、チラシなど）

■その他

- 交付決定金額に変更が生じる場合は、下記までご連絡ください。
- 補助金の振込みは、申請団体名義の口座へ振り込みます。
- 補助金の収支、領収書等の使途が分かる書類等は、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。
- 様式は、丹波市ホームページからダウンロードできます。
- 詳細についてのお問い合わせやご相談は、男女共同参画センターまでお電話ください。

■お問い合わせ先

丹波市男女共同参画センター

（まちづくり部人権啓発センター男女共同参画推進係）

〒669-3467

丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階 市民プラザ内

電話 0795-82-8684 FAX 0795-82-8692

開館時間：10時～18時、休館日：月曜日・年末年始

